

令和 5 年 10 月 11 日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

令和5年10月11日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

土 見 大 介 委 員 長
志 賀 勝 副 委 員 長
小 野 幸 男 委 員 志子田 吉 晃 委 員
伊 勢 由 典 委 員 伊 藤 博 章 委 員

出席議長団（2名）

鎌 田 礼 二 議 長
西 村 勝 男 副 議 長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市 長	佐 藤 光 樹	副 市 長	千 葉 幸 太 郎
技 監	鈴 木 昌 寿	総 務 部 長	本 多 裕 之
産 業 建 設 部 長	草 野 弘 一	上 下 水 道 部 長	鈴 木 良 夫
総 務 部 行 財 政 改 革 推 進 専 門 監	佐 藤 一 樹	産 業 建 設 部 次 長 兼 水 産 振 興 課 長	鈴 木 陸 奥 男
産 業 建 設 部 次 長 兼 ま ち づ ぐ り ・ 建 築 課 長	星 潤 一	総 務 部 財 政 課 長	佐 藤 涉
産 業 建 設 部 商 工 観 光 課 長	横 田 陽 子	産 業 建 設 部 土 木 課 長	鈴 木 英 仁
上 下 水 道 部 業 務 課 長	渡 辺 敏 弘	上 下 水 道 部 上 水 道 課 長	熊 谷 孝 行
上 下 水 道 部 下 水 道 課 長	佐 藤 寛 之	産 業 建 設 部 水 産 振 興 課 水 産 総 務 係 長	三 浦 賢

事務局出席職員氏名

事務局 長	相澤和広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

会議に付した事件

議案第52号 令和5年度塩竈市一般会計補正予算

議案第60号 権利の放棄について

議案第62号 権利の放棄について

議 題 閉会中の継続審査・調査の申し出について

午前10時00分 開会

○土見委員長 おはようございます。

ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。

さらに、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第60号「権利の放棄について」、議案第62号「権利の放棄について」、並びに、閉会中の継続審査・調査事件の申し出についての4件であります。

これより議事に入ります。

議案第52号、第60号及び第62号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会でご審査をお願いいたします案件は、「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」など、計3か件でございます。補正予算の詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○土見委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、水産振興課に係る予算について、ご説明申し上げます。

初めに、地域おこし協力隊活用事業になります。

資料No.21、議案資料の31ページをご覧ください。31ページになります。

概要ですが、浦戸地区浅海養殖漁業の担い手確保を目的に、平成27年度より隊員募集を開始し、後継者育成に取り組んでまいりました。これまで延べ13人の隊員を受け入れ、5名が3年の任期を満了し、うち3名がノリ養殖会社へ就職。2名は、刺し網漁師として活躍いただいているところでございます。地域おこし協力隊活用制度では、隊員の受入れなど、必要な経費について、国の特別交付税措置が講じられますことから、今般、隊員の起業・事業承継に要する費用を増額補正し、隊員の起業支援を図ろうとするものでございます。

次に、事業内容ですが、今年2月に任期満了となりました刺し網漁を行う隊員1名の起業に必要となる船外機、漁具などの購入に対して補助金を交付いたします。これらに要する経費は、記載にありますとおり、特別交付税が措置され、上限は隊員1名当たり100万円になります。

事業費及び財源内訳ですが、事業費100万円、財源は一般財源で、特別交付税措置となります。

今後の予定といたしまして、議会でお認めいただき次第、隊員からの交付申請に基づきまして補助金を交付予定となっております。

同事業に係る歳出予算について、ご説明いたします。

資料No.19、補正予算説明書7、8ページをご覧ください。7、8ページになります。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第18節負担金補助及び交付金として、事業内訳記載、地域おこし協力隊活用事業に100万円を計上しております。

次に、魚食育普及促進支援事業について、ご説明いたします。

資料No.21、議案資料の32ページをご覧ください。32ページになります。

概要ですが、第6次長期総合計画に掲げます地域資源を生かした食のまちづくりを推進するため、水産関係団体や事業者グループなどが実施いたします、魚食育普及事業に対し補助金を交付し、本市基幹産業であります水産・水産加工業への理解の醸成と地元の消費拡大を図ろうとするものです。

事業の内容ですが、(1) 補助対象事業として、本市で水揚げされた水産物や市内で製造された水産加工品を題材とした魚食育普及事業。(2) 補助金額は、補助対象事業費の2分の1以内で上限額は25万円。(3) 補助対象経費は、原材料費、講師謝金、旅費、委託料で、交際費、食糧費を除きます。(4) 補助対象者は、市内水産関係団体、または、活動拠点を有する事業者グループになります。

事業費及び財源内訳ですが、事業費100万円の財源は一般財源となります。

今後の予定といたしまして、議会でお認めいただき次第、市ホームページや公式SNS、チラシなどにより、補助金の公募と交付申請の受付を開始し、年度末までの事業完了を予定しております。

同事業に係る歳出予算につきまして、ご説明いたします。

資料No.19、補正予算説明書15、16ページをご覧ください。15、16ページになります。

第6款農林水産業費第2項水産業費第2目水産業振興費第18節負担金補助及び交付金として

事業内訳記載、「みやぎの台所・しおがま」推進事業に100万円計上してございます。

最後に、漁港管理施設に係る災害復旧事業について、ご説明申し上げます。

資料No.21、議案資料の33ページをご覧ください。33ページになります。

概要ですが、昨年3月に発生いたしました福島県沖地震により被災いたしました市管理漁港施設である野野島及び寒風沢漁港の災害復旧工事につきまして、国の災害査定を受け、工事発注に向けて取り組んでまいりましたが、これまでの経過にございますとおり、2回の入札不調が生じてございます。このことから、今年7月に2回目の入札不調後に、その要因について調査をした結果、公共海洋工事の動向から作業台船の需要が高く、近郊からの調達確保が難しいこと、資機材調達についての物価高騰に増額が必要となったことから、早期完成に向けて再発注を行うため、所要額を計上させていただくものでございます。

事業費及び財源内訳ですが、増額分の事業費9,700万円の財源内訳として、国の漁港施設災害復旧事業補助金7,760万円。地方債として、補助災害復旧事業債及び行政改革推進債1,940万円となります。

漁港災害復旧事業箇所図では、左に野野島漁港、右に寒風沢漁港を示しております。囲み書きの施設が施工箇所となります。

今後の予定でございますが、議会でお認めいただき次第、国との重要変更手続を経まして、契約手続を行い、年度末までの完成を目指してまいります。

同事業に係る歳出予算につきまして、ご説明いたします。

資料No.19、補正予算説明書25、26ページをお開き願います。25、26ページになります。

第11款災害復旧費第2項農林水産業施設災害復旧費第1目漁港施設災害復旧費第14節工事請負費といたしまして、事業内訳記載の漁港施設災害復旧費に9,700万円を計上してございます。

同じく、同事業に係ります歳入予算について、ご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。3ページ、4ページになります。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第6目災害復旧費国庫補助金、説明欄記載の漁港施設災害復旧費補助金に7,760万円になります。

ページをおめくりいただきまして、5ページ、6ページをご覧ください。5ページ、6ページになります。

第22款市債第1項市債第9目農林水産業債第1節水産業債200万円は、先ほどの議案資料でご説明申し上げました、行政改革推進債分となります。

同じく第10目災害復旧債第1節補助災害復旧債1,740万円になります。

次に、地方債補正について、ご説明いたします。

資料No.18、補正予算資料の5ページをご覧ください。5ページになります。

第4表地方債補正、1の追加の表になります。上から3つ目と4つ目に、漁港施設災害復旧債、補助災害復旧債において、それぞれ漁港施設災害復旧事業増額分の限度額設定を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

水産振興課からの説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 次に、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、商工観光課に係る補正予算について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.21、議案資料17ページをお開きください。17ページでございます。政策経費における補正予算事業について、ご説明いたします。

令和5年度当初予算が骨格予算として、通年で実施すべき事業の予算のみの編成とされておりましたので、今回、選挙後の予算として補正予算を計上するものです。

商工観光課事業としまして、3件計上しております。

表の10番、小規模事業者チャレンジ支援事業に160万円。11番、観光プロモーション事業に100万7,000円。16番、中心市街地商業活性化事業に521万1,000円を計上しております。

事業内容について、ご説明いたします。

10番の小規模事業者チャレンジ支援事業は、小規模事業者が販路拡大や生産性向上に資する事業を行う場合に、対象経費の2分の1を補助し、事業を支援するものです。

11番観光プロモーション事業は、主に宣伝ツールや地域間交流のための出張費と観光PRに係る経費で、今回、下半期分としてパンフレット印刷費を計上しております。

18ページをお開きください。

16番、中心市街地商業活性化事業の事業内容ですが、空き店舗の1階を賃借して集客力ある事業を行う方を支援するシャッターオープン事業補助金と、それから、商人塾の開催経費として521万1,000円を計上しております。

次に、事業に係る補正予算について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.19の補正予算説明書の歳出17、18ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。

第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費、事業内訳欄記載の中心市街地商業活性化事業に521万1,000円を、小規模事業者チャレンジ支援事業に160万円を計上しております。事業費の内訳は、記載のとおりでございます。

続いて、第7款商工費第1項商工費第5目観光物産費、事業内訳欄記載の観光プロモーション事業に100万7,000円を計上しております。

歳入予算につきましては、以上3件全て一般財源となっております。

恐れ入りますが、資料No.21にお戻りいただきまして、議案資料34ページをお開きください。34ページでございます。

塩釜港旅客ターミナル施設修繕事業について、ご説明いたします。

1、概要です。マリンゲート塩釜館内の設備について、定期点検の結果、不具合が認められた高圧受電設備及び防火扉について、施設利用者の安全確保のため、修繕工事を行おうとするものです。

2、事業内容です。(1)の高圧受電設備修繕工事につきましては、事業費500万円。主な修繕箇所は、高圧交流負荷開閉器、高圧交流ケーブル、真空遮断器等の電気設備で、詳細は記載のとおりでございますが、事故が起きた場合に、周辺への波及事故を防ぐための一連の設備でございます。

(2)防火扉修繕工事につきましては、事業費58万3,000円で、修繕内容は、防火扉の機能維持に必要な遮炎材等の交換でございます。

3、事業費及び財源内訳ですが、事業費558万3,000円で、財源は全額ミナト塩竈まちづくり基金繰入金となります。

4、今後の予定としましては、補正予算お認めいただいた後、速やかに契約手続を行い、工事に着手して、年度内の完了を予定しております。

次に、事業に係る補正予算について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.19の補正予算説明書、歳出19、20ページをお開きください。19、20ページでございます。

第8款土木費第3項港湾費第1目港湾管理費、事業内訳欄記載の旅客ターミナル施設改修事業に、第14節工事請負費として558万3,000円を計上しております。

次に、歳入予算について、ご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第19款繰入金第1項基金繰入金第4目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金第1節ミナト塩竈まちづくり基金繰入金として558万3,000円を計上しております。

塩釜港旅客ターミナル施設修繕事業についての説明は、以上となります。

続きまして、みなと広場・シオーモの小径再整備事業について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.21、議案資料35ページをお開きください。議案資料の35ページでございます。

1の概要ですが、マリンゲート塩釜の利用促進と、港奥部のにぎわい創出を図るため、マリンゲート塩釜の第3駐車場西側に位置します、みなと広場・シオーモの小径について、再整備を行おうとするものです。

2、事業内容です。現在、緑地となっておりますシオーモの小径の一部を駐車場として、また、イベントスペース等としても利活用できるよう再整備を行うものです。面積は、900平方メートル、工事内容は図面のとおりでございます。主に駐車場の拡張整備となっております。

3、事業費及び財源内訳ですが、事業費は2,245万円で、財源は地方債であります一般単独事業債、行政改革推進債が2,240万円、一般財源が5万円となります。

4、今後の予定につきましては、補正予算お認めいただいた後、港湾用地使用許可申請を行い、工事に着手してまいります。年度内の事業完了を目指してまいります。

次に、事業に係る補正予算について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.19の補正予算説明書の歳出19、20ページをお開きください。19、20ページでございます。

第8款土木費第3項港湾費第1目港湾管理費事業内訳欄記載のみなと広場・シオーモの小径再整備事業に第14節工事請負費2,245万円を計上しております。

続いて、歳入予算について、ご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第22款市債第1項市債第4目土木費第3節港湾債に、みなと広場・シオーモの小径再整備事業として、2,240万円を計上しております。残り5万円は、一般財源でございます。

次に、地方債補正について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.18、補正予算の5ページをお開きください。5ページでございます。

第4表地方債補正追加として、みなと広場・シオーモの小径再整備事業2,240万円を補正するものです。

商工観光課からのご説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 続きまして、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、まちづくり・建築課関係分について、2件ご説明いたします。

初めに、補正予算の事業内容について、ご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料No.21、議案資料の36ページをお開き願います。議案資料の36ページでございます。

1つ目の議案は、火災で被害を受けた方への支援の拡充について（住宅の一時使用）でございます。

1、概要について、ご説明いたします。

自然災害や火災により住宅に被害を受け、住み続けることが困難となった場合、特定入居として公募によらず市営住宅に入居する制度はこれまでもございましたが、入居審査に1か月程度要するという課題がございました。

今般、住宅の使用を短期間に限定し、目的外使用として資格審査不要で、一時使用できるよう、火災で被害を受けた方への支援拡充をしようとするものです。

2の事業内容についてですが、（1）取得する住戸は、サンコーポラス新清水沢住宅で、2戸程度といたします。

（2）使用許可要件は、火災により住宅が消失した市民が対象で、資格審査は行いません。

（3）使用期間は、原則1か月以内といたしますが、やむを得ない理由がある場合は、3か月までの延長を可能といたします。

（4）その他、家賃・敷金等は徴収いたしません。退去費用のほか、光熱水費や共益費は負担していただきます。また、住戸には、生活に必需な家電や家具を記載のとおり備えてまいります。

3、事業費及び財源内訳は、事業費300万円で、財源は、災害救助支援基金繰入金300万円を計上しております。

4、今後の予定ですが、補正予算をお認めいただきましたら、10月下旬に室内の修繕に着手し、12月初旬までには修繕を完了させてまいります。

次に、補正予算について、ご説明いたしますので、資料No.19、補正予算説明書の19ページ、20ページをお開き願います。資料No.19の19ページ、20ページです。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第8款土木費第5項住宅費第1目住宅管理費で、20ページ右側の事業内訳にありますように、市営住宅維持管理費として、第12節委託料313万3,000円のうち、市営住宅等管理業務委託料として200万円、第17節備品購入費として、市営住宅用備品として100万円を計上しております。

次に、財源となる歳入について、ご説明いたしますので、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。3ページ、4ページです。

第19款繰入金第1項基金繰入金第9目災害救助支援基金繰入金第1節災害救助支援基金繰入金377万6,000円のうち、300万円を計上しております。火災で被害を受けた方への支援の拡充について（住宅一時使用）の説明は、以上となります。

次に、資料No.21、議案資料の37ページをお開き願います。資料No.21、議案資料の37ページでございます。

災害公営住宅の特別家賃低減事業に係る住宅管理システム改修について、ご説明申し上げます。

1、概要について、ご説明いたします。

本市では、東日本大震災で住宅を失い、自力での再建が困難な被災者に対し、災害公営住宅を390戸建設してまいりました。入居者の家賃につきましては、政令月収8万円以下の世帯に対しては、特別家賃低減事業として通常の家賃負担から、さらに家賃引下げを実施してきましたが、国による財政支援が、管理開始後10年で全て終了することから、今後の対応について検討を重ねてまいりました。今般、管理開始後、11年目により、本来家賃を改正した場合、平均で約2倍の上昇となることを鑑み、激変緩和措置として段階的に5年間で本来家賃へ移行することとし、この措置に伴い、住宅管理システムの改修が必要となるため、所要の経費を予算措置するものでございます。国による財政支援概要については、記載のとおりとなっておりますので、後ほどご覧願います。

2、災害公営住宅の一覧を下段にお示ししております。

最下段の合計にお示ししているとおり、今年3月31日現在で、管理戸数が390戸、入居世帯が367世帯、このうち家賃減免世帯が208世帯となっております。

No.1-1の伊保石災害公営住宅の1期につきましては、今年4月で10年目を迎え、来年4月には11年目となるため、国からの支援が終了することとなります。

また、No.2-1以下の住宅も、管理年数に記載しているとおり、順次、管理年数が11年目を迎えることとなります。

次に、38ページをご覧ください。38ページでございます。

3の特別家賃低減事業について、ご説明申し上げます。

1の概要でご説明したとおり、管理開始11年目より、激変緩和措置としての措置として、段階的に5年間で本来家賃へ移行することとします。

記載しております図は、本来家賃から30%負担していただいている方の減免イメージとなります。

1から5年目までは、緑で着色した部分として最大70%を国から支援を充てて、入居者の負担は、オレンジ色で示している30%分としておりました。

6から10年目までは、緑で着色している国からの支援が段階的に減額されましたので、白の部分に市費を充て、入居者の負担は、引き続き30%負担としてまいりました。

管理開始から10年で国からの支援が終了いたしますことから、市としましては、激変緩和措置として、11年目から15年目までについて、家賃を年間約6分の1ずつ段階的に引上げを行い、16年目には本来家賃へ移行してまいりたいと考えております。

4の事業費及び財源内訳は、事業費113万3,000円で、財源は、市営住宅基金繰入金113万3,000円を計上しております。

5、今後の予定でございますが、10月には特別家賃低減対象者に家賃改正について、説明案内文を通知し、来年度家賃改定を予定している伊保石災害公営住宅の1期の対象者に説明会を実施してまいります。11月に家賃改定に必要なシステム改修及び事務準備に着手いたしまして、来年4月に家賃改定を行ってまいります。

なお、ほかの住宅については、管理開始10年目を迎えた年に、それぞれ説明会を実施してまいりたいと考えております。

次に、補正予算について、ご説明いたしますので、資料No.19の補正予算説明書の19ページ、20ページをお開き願います。資料No.19の19ページ、20ページです。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第8款土木費第5項住宅費第1目住宅管理費で、20ページ右側の事業内訳にありますように、市営住宅維持管理費として、第12節委託料313万3,000円のうち、市営住宅管理代行業務委託として113万3,000円を計上しております。

次に、財源となる歳入について、ご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。3ページ、4ページです。

第19款繰入金第1項基金繰入金第8目市営住宅基金繰入金第1節市営住宅基金繰入金113万3,000円を計上しております。

災害公営住宅の特別家賃低減事業に係る住宅管理システム改修についての説明は、以上となります。

まちづくり・建築課からの議案第52号の説明は、以上となります。よろしくご審議のほど、よろしくお願いたします。

○土見委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 それでは、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、土木課関連の事業につきまして、ご説明いたします。

初めに、資料No.21、議案資料39ページをお開き願います。39ページでございます。

土木課からは、道路施設災害復旧についてでございます。

まず、1の概要でございますが、本年7月21日に、道路施設の一部に路面陥没が発生いたしました箇所について、復旧工事を行おうとするものです。

2の被害状況につきましては、まず、場所になりますが、第二小学校沿いの市道小松崎松陽台線から北浜へ抜ける、ちょうどトンネルのある道路との丁字路になる付近でございます。

資料中段の右側の写真は、陥没時のものとなります。長さ1メートル、幅0.7メートル、深さ1メートルの路面の陥没が発生いたしました。原因につきましては、現地の状況から、道路下に埋設しております、道路排水の暗渠に破損が生じており、降雨により周辺の土砂が流出し、路面の陥没が発生したものと考えております。現在は、安全確保のため、暗渠に側面部にパネルを設置し、土砂の流出を抑えるなど、応急的な処置を行い、現在は、通行可能となっております。

次に、3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費1,000万円で、その財源内訳は全額地方債、これは単独災害復旧事業債となっております。

4の今後の予定でございますが、予算をお認めいただきましたら、契約手続を進め、令和6年3月の工事完成を予定しているところでございます。

次に、ただいまの事業の予算について、ご説明いたします。

資料No.19、一般会計補正予算説明書の25ページ、26ページをお開き願います。

歳出予算から説明いたします。

第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費第2目道路橋りょう災害復旧費第14節工事

請負費に1,000万円を計上してございます。

次に、財源となる歳入について、ご説明いたします。

同じ資料の5ページ、6ページをお開き願います。

前のページからの記載となっておりますが、第22款市債第1項市債第10目災害復旧費第2節にあります、単独災害復旧債に1,000万円を計上してございます。

最後に、地方債補正につきまして、ご説明いたします。

資料No.18、一般会計補正予算の5ページをお開き願います。5ページになります。

表4地方債補正のうち、1、追加の表中にございます、単独災害復旧債の限度額が、土木課分として1,000万円を追加するものです。

土木課からは、以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 続きまして、まちづくり・建築課から、議案第60号「権利の放棄について（市営住宅家賃及び市営住宅駐車場使用料）」について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.5議案と、資料No.21議案資料をご用意願います。

初めに、資料No.5議案の14ページ、15ページをお開き願います。14ページ、15ページでございます。

権利の放棄について、本件は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、資料No.21議案資料でご説明いたしますので、資料No.21議案資料の48ページをお開き願います。資料No.21の48ページでございます。

初めに、1、概要についてですが、市営住宅条例により決定した家賃等についての債権のうち、消滅時効が完成しているものについて、権利を放棄しようとするものです。

2の権利放棄の内容ですが、（2）債権額は、833万4,300円です。（3）の債権者数は、18人。

4、債権数は、696件です。

5の放棄理由は、滞納発生後、督促等を行ってきたものの支払いがされず、未回収のまま時効期間が経過し、5年間の消滅時効が完成したため、権利を放棄するものです。

7の債権の管理状況としましては、未納を確認し、督促状催告書の送付、訪問徴収、分納誓

約書の取付け、所在調査等を実施してまいりましたが、未回収のまま時効の期間が経過し、消滅時効が完成いたしました。

3の債権の内訳ですが、下の表のとおり、平成10年度から平成28年度までについて、年度ごとに消滅時効が成立している債権数と金額を示させていただきます。

4の今後の予定ですが、本議会でお認めいただきましたなら、議決後、不納欠損の処理を年度内に行うこととしております。

議案第60号の説明は、以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○土見委員長 渡辺業務課長。

○渡辺上下水道部業務課長 上下水道部業務課からは、議案第62号「権利の放棄について」ご説明いたします。

恐れ入りますが、まず、議案の資料No.5、議案の18ページ、19ページをお開きください。

権利の放棄ということで放棄をする部分につきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決をいただく必要があるために、今回提案させていただいております。

恐れ入ります。資料No.21の議案資料、51ページをお開きください。

権利の放棄についての内容でございます。

概要ですが、塩竈市水道事業給水条例に基づきまして、徴収をする水道料金について、債権の消滅時効が完成しているものについて、権利の放棄をしようとするものです。

権利の放棄の内容でございますが、権利の内容、水道料金についての債権でございます。

債権額につきましては、2,446万4,498円。

債務者数につきましては、2,599人。

債権数としましては、6,574件。

放棄の理由でございますが、滞納発生後、督促等を行ってきたものの支払いがされず、未回収のまま時効期間が経過し、消滅時効が完成したため、権利の放棄をするものでございます。

時効期間につきましては、5年。

債権の管理状況ですが、まず督促状を送りまして、催告書をその後、送付します。続きまして給水停止の執行を行っております。その後、所在、調査等を実施して、調査をして進めておりました。

債権の内訳につきましては、表のとおり、平成9年から平成29年度までの一覧となっておりますので、ご覧ください。

今後の予定につきましては、議決をいただいた後、債権の放棄の処理を実施したいと考えております。

上下水道部業務課からの説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○土見委員長 これより、質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のまま構いませんので、ご案内を申し上げます。

では、委員各位のご発言をお願いいたします。伊勢委員。

○伊勢委員 最初に、資料No.21の31ページのところで、ちょっと確認させていただきます。

地域おこし協力隊の事業として100万円、今回計上するということですが、今まで13の方が延べの人数として、隊員として受け入れてきたということなんですが、延べなので、実際にこの協力隊としてやってきた実数というか、それはどのぐらい、延べだとちょっと、やっぱり実際に従事している方、何人なのか、ちょっとその辺から確認させてください。

○土見委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 お答え申し上げます。

隊員として卒隊された方は、5名。5名となっております。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。そうすると、5の方が従事してきたということで、実際ここで刺し網漁でその2名の方かな、あと、ノリの養殖会社に3名が、ということですが、そうすると5人、先ほど延べの人数は13人で、実際5人、全てそういった事業のところに仕事に就いたと確認してよろしいのでしょうか。

○土見委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 お答え申し上げます。

13の方は受け入れましたけれども、卒隊された方が5名ということで、その5名の方々のうち3名がノリ養殖会社に就職なさって、2名が起業、刺し網漁に従事いただいているという状況でございます。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。いろいろ地域おこし協力隊の活用で、島での起業、継承ですね、継

承をやっぱりやっていただきたいと思います。

あと、今後なんです、島の方々の高齢化もあつたりして、やっぱり今後ますます必要になってくるという、ちょっと思いがあるんですが、今後の地域おこし協力隊の事業について、どのように捉えていけばいいのか、お考えがあればひとつ、よろしくをお願いします。

○土見委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 お答えいたします。

我々といたしましても、浅海養殖漁業の課題として、やはり生産者の高齢化、それから後継者の不足というような部分を一番の課題と捉えておりますので、引き続きまして、この地域おこし協力隊制度を活用しながら担い手確保に向けまして、地元の漁協、区、生産者の方々と連携をしながら募集をしていきたいと考えを持っております。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

次に、33ページのところで入札不調の漁港の関係で、災害復旧のということでお話がございました。台船かな、台船が、地元の台船が見つからないということなんですか。

○土見委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 お答え申し上げます。

作業台船の調達が困難ということで、我々で一般財団法人港湾空港総合技術センターの作業船の在港調査という、データベースを活用しながら確認をさせていただいたところでございますが、今回の2回目の発注の際には、塩釜港内に1社3台の在港の確認はしたんですけれども、その全て3台とも他の工事で使用予定がもう埋まっていたということから、塩釜港内での調達が困難ということを確認させていただいたところでございます。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると分かりました、事情はね。今回は、さっきの港湾何とかかんとかという、ちょっと名前が、そこからの台船を協力してもらおうということなんですか。

○土見委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 お答え申し上げます。

塩釜港に作業台船がどれくらい在港をしているかというのを確認するのに、先ほど申し上げ

ました、一般財団法人港湾空港総合技術センターというところが調査を行っておりまして、そのデータベースから確認をしたと。そちらに発注するわけではないということでございますので、よろしくお願いたします。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。そうすると、地元がないので、今後データベースの中でいろいろ調べたんでしょけれども、県内にももうない、県外なんですか、県内か、県内外か。

○土見委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 お答え申し上げます。

我々、このデータベースにアクセスし確認したところ、近いところだと石巻、石巻港に作業台船が在港しているということを確認しているところでございます。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 石巻港、はい、分かりました。

例えば、この台船というのは、どのぐらい実際、例えばですよ、石巻港にあつて、台船を塩釜で活用する場合は、どのぐらいの経費を考えていけばいいのか。その辺ちょっと教えてください。

○土見委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 お答え申し上げます。

一つの事例という形でのご紹介になりますけれども、例えば、石巻港から作業台船大きさにもよりますけれども、塩釜で利用するために曳航したときの費用は、概算で大体、1回当たり往復で50万円ほどかかるのではないかと捉え方をさせていただいております。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。50万ね、結構な経費かかるんですね。分かりました。

2つの、例えば、野野島とそれから寒風沢漁港と、2つのところでの言わば台船を使つての災害復旧ということになると思うんですが、1台の台船だけで足りるのかどうか。その辺の考え方だけちょっと示していただければと思います。

○土見委員長 鈴木水産振興課長。

○鈴木産業建設部次長兼水産振興課長 お答え申し上げます。

工事の種類によりまして、台船の使用台数及び備わっている機能、大きさというものが全く異なるということで、すみません、単純に1台だけで賅えると我々捉えておりません。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ひとつ今後の流れをよく見ながら、どのようになるかというのは少し、いろいろ、入札不調にならないような対応ということのようですから、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

あとそれから、シオーモの小径、35ページのところで、これ協議会か何かで1回報告があったような気がするんですが、そうすると、特に私そのときの記憶では、ちょうど国道のところで、こっちからこう、こうずっと仙台方面に行く車と、出ていくのと、ちょっと大丈夫ですかみたいな話はしたような気がするのだけれども、その辺はどうなんでしょうかね。出入りは、やっぱりスムーズに行くために、結構な車両があそこだと通るので、その辺の安全性なりは、いかがかなという、ちょっとところです。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 答えいたします。

こちらのお示ししました図面では、ちょっと道路にすぐ出入りできるような形に見えております。ちょっと説明が不足して申し訳ありませんが、こちらはまだ、まずは、広場として拡充して、駐車場スペースを確保するというを優先しておりまして、道路の出入りにつきましては、これから利用状況等を見ながら道路管理者と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ひとつ安全に考慮して、やっぱり対応していかないと、ちょっと事故があったのでは困るので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

あとは、36ページのところでサンコーポラス新清水沢住宅ね、火事だね。火事でいろいろ被害を受けた方の2戸程度を想定するという話です。これ、この間の何ですか、赤坂での火事、何か新聞報道ですよ、これ新聞報道で何か赤坂の火事の関係で、いろいろそういうことも含めて政策判断に至ったということのようなんです、一つの契機なのかな、その辺で捉え方や見方は、それでいいのかどうか。今回の提案に結びついたということでもよろしいのかどう

か、ちょっと確認させてください。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 委員おっしゃるとおり、今年5月30日の深夜に発生した権現堂での火災に伴いまして、複数の方が被災を受けましたので、その関係で住戸に困っている方がいらっしゃいましたので、それに対応する施策を考えました。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ちょっと、ちなみにその赤坂で、権現堂かな、権現堂での被災した方々の、その後の身の振り方というか、分かる範囲で教えていただければ。結構3世帯ぐらいいかな、何か火事になったという話なんですけれど。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 火元の方については、施設にお入りになっているということで、今現在、その施設に入っていますけれど、その周辺の方の2世帯につきましては、災害公営住宅、清水沢ですね、そちらに1世帯の方が入られて、もう1世帯の方は、自力での修繕を行っているということを伺っております。

以上でございます。

○土見委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 すみません。ちょっと認識に、多少ちょっとずれがあるので申し上げます。

これを考えるきっかけになったのは、実は、3年前の松陽台の県営住宅の火災のときでございました。あのとき地震が起きて、その後、ある1世帯の方々の、新聞がたしか落ちてですね、ストーブの上に落ちて火事になったと。あのときに実は、相当数の被災の方々が現れて、集会所でいろんな意見交換をさせていただきました。そのときに、どうしても近所に身内がいる、もしくは、避難できる方々と、全くそういう人がいないという方々がいらっしゃいまして、そのときにやはり物資としては、赤十字の毛布等々についてと、あとは市で水とか、アルファ米とかをお渡しさせていただきました。そのときの発想でございました。実は、市営住宅、県営住宅ともに、空いている部屋はあったのにもかかわらず、退去するときにはバスタブ、ガスですね、ガスの設備を入居するときにも自分のお金で設置をしなければいけない、退去するときには、外して出てくださいというルールがあったと。そこからの発想ということになります。そういう状況の中で、焼け出された人たちを少しでも安心して、安心してと

いうのはちょっとおかしいですけど、一時的にでも避難できる場所がないかということ、そのときからお話をさせていただいた中で、今般、こういうような制度設計に至ったということでございますので、よろしく願いをいたします。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。たしかあるとき、私も駆けつけて、市長も駆けつけたんですよね、松陽台のね。ああ、分かりました。一つのその火災事故を、一つの起点にしてね。分かりました。

39ページのところで、道路の災害復旧ということで、私もちょっと見させていただいたんですけど、ほとんど見た目には、何だろう、普通の道路という感じなんですね。写真見たら、陥没したというお話ですので、問題はそうすると、その時点で一応陥没して、雨が降って、ばあっと流れたんでしょう。そして、すぐさま現場確認して、一応、応急の処置はしたということですよ。現時点で、工事は実際契約が始まって12月から工事着工のようですが、現時点で安全性の点では大丈夫なのか。私も一応、車でちょっと見たら大したことないような感じ。申し訳ないんだけどね。なかったので大丈夫かな、なんて思ったんですけど、その辺はどうなんですか。

○土見委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 雨が原因で土の中に入っている暗渠が、壊れていた暗渠が、そこから水が染み出して、同時に、土砂が流れたというような状況が現場を見て想定できましたものですから、まずは、その破損している穴を、コンクリート、いわゆるコンパネで抑えながら、さらに、土のうを積みまして隙間を埋めて、雨が降っても流出するような状況を少しでも少なくするようというところで、応急復旧をいたしまして、今現在、安全確認をしながら開放している状況でございますので、お認めいただきましたら、すぐさま恒久的な対応を取りたいと思っております。

以上でございます。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこでちょっと関連してお聞きしたいのは、1,000万円ほどの起債を充てての工事ということになるんですが、関連する町内会の皆様への説明というのは、言わばこの事故が起きたときにあったのか、あるいは、今後、議会でそういった予算、補正予算として認めた後の関係で町内会に説明をするのか、その辺の確認だけさせてください。

○土見委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 この発生した当時も、周りの方には、こういった内容で陥没が発生いたしました、あと、応急復旧させてもらいながら、後日、予算を取って恒久的な対応をしますということは、お話しさせていただいております。

恒久的な工事に当たりましては、通常の工事でもですけれども、町内会の会長さんには、町内でこういった工事をこの期間中に行いますのでご協力をお願いしますというところは、通常の工事でもやっておりますので、ここの部分につきましても同じように、町内会の対応をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 あの小松崎、2つのたしか町内会になっているのかな。小松崎第2町内会というのと、もう一つ小松崎町内会。ここはやっぱり、町内会の皆さんへの周知徹底というのは大事だと思うんです。というのは、あそこほら、子供さんたちが通学するときの時間帯で、たしか7時半から8時半までが片側通行というか、という形になっているんですよ。そして、しかもかなり狭いわけですよ。そうすると、やっぱりこういう工事が始まった際に、やっぱりかなり窮屈な上り方をしながら、あそこ私も時々バックして、上から対向車来たりするところかに入れて、何とかするんですが、その辺の狭い道路ですので、支障がないような安全面の対応策なんかはどうお考えになっているか、ちょっとその辺だけ確認させてください。

○土見委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 委員ご指摘のとおり、あその道路は、狭いというところと、あと朝と夕方の時間帯には規制がかかるところでございます。そういった場所でございますので、設計や施工に際しましては、そういった状況を把握しながら、警察ともよく協議して安全な通行を確保しながら施工していきたいと思っております。

以上でございます。

○土見委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 伊勢委員ご承知のとおり、あそこは第二小学校の通学路にもなっております、実は、小松崎の町内会の皆様方からは、道路の規制の撤廃をお願いをされている部分があります。ただその一方で、小学校の父兄の方々からは、やはり子供の、お子さんの通学路の安全確保、こういった面から、ちょっとちゅうちょするお話も伺っているところでございます。

が、なお、お子様方の通学等々にも影響する話、また、ご高齢の方が多い地区でもございますので、十二分に安全対策、確保させていただきながら、注意深く見守っていきたく。それだけちょっと急な傾斜地でもございますので、なお、気をつけて市役所としても見守っていきたく。あとは対処が必要であれば、対処をさせていただきたくと考えているところがございます。

○土見委員長 ほかに、ご発言はございませんか。小野委員。

○小野委員 何点か、ちょっと私からも質疑させていただきます。

資料No.21の35ページのみなと広場ですけれど、これそうすると、駐車場拡張ということは、五十数台ぐらいのあれなんですか、何台ぐらいの駐車場なんですか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 今回、拡張できる駐車場につきましては、16台となっております。

以上です。

申し訳ありません。ただいまちょっと、すみません。既存区画が50台ほどありますので、合わせまして65台から70台、ちょっと微調整はあるかと思うんですけれども、そのぐらいの台数になります。

以上です。すみません。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。それで、イベントスペース等も、駐車場イベントスペースと利活用を図ると言いますけれど、どういったもののイベントを想定されているのですか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 最近、コロナ禍以後、外でのイベント等も推奨されているところですが、例えば、キッチンカーが並ぶイベントですとか、また、子供たちが遊べる広場とか、あと、音楽のイベントなんかも、マリゲート塩釜でたまに開催しているので、そのように幅広く使っていただくことができるかと思っております。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 利活用をしていただくのが一番いいんですけれど、今回のあれで2,200万円ほどの予算ですけれど、なかなか使われなくて、そういった整備をして、その周辺イベントホール

だったり、駐車場って、ただただ劣化をさせていくという、そういう部分が何か多いような気がするんですよね、塩竈市の場合ね。何か建物とか、そういったイベントスペースを造っても使用されなくて、ただ劣化だけさせて、またお金をかけるという、使われた上でいろんな劣化とかの部分で使われているのだからお金をかけていくというのはいいんですけど、そういった部分が多いような感じがするんですけど、その点どうお考えなのかお話を聞かせてください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 まず、駐車場としての利用につきましては、週末などにイベントを実施した際に、ほぼ満車状態になったりしている状況があります。どうしても平日までは埋まることも難しいのが現状ではございますけれども、マリゲート塩釜も今、一生懸命イベントを開催していますので、そういった場合にもっとお客さんに、楽に使っていただきたいという部分があります。また、ここの広場、現状としましてなかなか正直なところ使い勝手があまりよろしくない草地になっていまして、ちょっと現状がちょっと活用はあまりできていないと認識しております。なお、シオーモの小径は残しながら、海にも近寄っていけるようなスロープをつけるなどしまして、より、この空間を楽しんでいただけるように活用していきたいと考えております。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。市としても、いろんなことを考えながら、またPRをしていただきながら、しっかりお金をかけた部分はきちんと使っていただけるような、そういった推進をしていただきたいということで、まず、今回はこの辺でやめておきますけれど、ちゃんと使われるように企画運営もしっかりしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、次の36ページですけど、火災で被害を受けた方への支援の拡充ということで、これ前々から私も思っていた施策の部分で、本当に今回よかったと思っております。ただ、このその他の部分で家賃、敷金等は徴収しないと。ただ、退去費用ね。退去費用については、徴収するとなっていますけれど、この点はクリーニング等ですか。その費用の、現時点で考えられる内容ですか。その点ちょっと教えていただきたい。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

まず、一般的なお話ですと、退居していただくときは畳の表替えとか、ふすま、障子の張替えなどを行っていただきますが、今回の一時使用につきましては、期間も1か月程度ということですので、委員おっしゃるとおり、使い方よってのクリーニングということで考えております。

以上でございます。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。その使用された方の生活状況等によってもこの点は違ってくるんだと思うんですけど、その点もちょっと考えていただいて、やっぱり退去する時期の点検というか、そういったところでしっかりこの点、本人が業者にあれするのか、市で対応するのは、その点は分かりませんが、この退去費用というのも結構、被災された方にとっては、多分大きくなっていくのかなと、その状況によってはね。あと被災された方の状況も違ってくると思いますので、この点は被災者の方に寄り添った、この支援となるように努力をしてやってほしいと思っておりますので、その辺だけよろしくお願ひしたいと思ひます。

次のページの最後に、37ページの災害公営住宅特別家賃低減事業ということで、これ結構皆さん訪問というか、市営住宅等に行くと、この点はもう随分前々から家賃が上がる、上がらないという、そういった声は本当に多いんですね、この点は。だからちょっと、伊保石から始まるみたいですけど、しっかりと、ちょっと説明をしていただきたいんですけど、これはまちづくり・建築課で説明するのか、こういったものを宮城県住宅供給公社等も使って説明になるのか。その点はどのような考えなんですか。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

説明会につきましては、市のまちづくり・建築課主催で説明会を開催したいと考えております。

以上です。

○土見委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。入居者の対象者となるからいいと思うんですけど、しっかりとその点も話を聞いていただきながら説明をして、納得のいくそういった説明会となるようにしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○土見委員長 ほかに、ご発言はございませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと念のためにお聞きしたいんですが、35ページのところのシオーモの小径の駐車場ということだとか、あるいは、通用口の拡張だとか、スロープの設置と。この駐車場というのは、マリゲート塩釜に入るときは料金払ってかな、使っているんですよね。マリゲート塩釜の施設でいろいろね、あれこれってなるんですけれど。この場合は、ここの駐車場16台というのは無料、有料なのか無料なのか。ちょっとその辺がよく分からないので、その辺の対応の仕方だけ、どんなふうを考えられているのか、確認させてください。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 こちらの駐車場も、いわゆる右側の既存の駐車場と連続して使用できるような有料駐車場として考えております。ただ、例えば、イベント時には、ここだけを仕切って、奥だけを広場にするとか、例えば、そういった活用もできるように考えてございます。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると有料の、日常のやつは有料にして、あとは何かこういうイベント的なものの際には一定の開放すると、こういう捉え方でいいんですね。分かりました。

この図面見ると、そうするとマリゲート塩釜から入る車があって、こっちにも16台ありますよということですが、そうするとこの図面だとここにちょっと、三角のあれがあるので、こっちからは入れない、あるいは、こっちからしか入れない。ちょっとその辺の関係、ご説明願います。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 この三角の黒い矢印のように車が入っていただく形になりまして、当面は、出入口は、ここの黒い三角のところということになります。

以上です。

○土見委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ひとついろいろ工夫なさって、よろしくお話をしたいと思います。

あと、災害公営住宅の関係で、37ページのところで小野委員からも説明等についてお話がございました。被災者の方からのご意見としては、一定の評価はしたいというお話なんです。ただ、ある方からの話だと、例えば、5年でなくて2年か3年ぐらいで少しずつ上げてもら

えばな、なんて話で、これは財源上の問題なんで、ご意見としてご紹介をしておいて、あと今後の成り行きや推移をしっかりと見守っていきたいと思いますので、これ以上のことはありませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

あと最後に、資料No.19の、18ページのところで中心市街地なり、商人塾なり、シャッターオープンなり、観光プロモーションなり、一定の経費を補正予算として組んでいるようなんですが、全体としては、例えば、海岸通なんかでもお店の撤退だったり、あるいは、ちょっと残念な感じはするんですが、そういうものも見込んで、なおその塩竈の言わば商業界っていうのか、それをもう一押ししていくというための予算として、目的としては、そこで果たそうという考えでよろしいんでしょうか。概括的な聞き方になりますけれど。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 委員おっしゃるとおり、撤退されるお店もある中ではございますが、昨年度もこの事業に5事業者が採択をされておまして、非常にニーズは高いかと思っております。昨年は、しかもコロナ禍であったにもかかわらず、新しいお店を始めようという方々いらっしゃいましたので、しかも今年度も新しいお店の動き見られておりますし、商工会議所とも連携する中で、そのようなニーズも高いと伺っておりますので、市としても後押ししたいと思っております、この予算を計上いたしました。

以上です。

○土見委員長 ほかに、ご発言はございませんか。よろしいですか。志子田委員。

○志子田委員 私からも何点かお聞きします。

最初に、まだ誰も聞いていないので、資料No.21の48ページと、それから51ページの条例のところでございます。

これ債権を放棄する理由ということなんですけれど、時効だということですね。それで、この表を見ると大分長い年月の、平成10年からとか、長い期間になっておりますけれど、こういうのは今までの処理として、今回まとめて処理するということなのか、毎年やっていたんだけれども、今年もこれだけ出たということなのか。その辺のところ、教えてください。

○土見委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部行財政改革推進専門監 今回、こういった形で議案を提出させていただくのは、我が市にとって近年ないことだと思います。こういった形で、議決をいただくという形で処理をさせていただかないと権利の放棄ができないと。時効完成しても権利の放棄ができないと

ということになりますので、今回議案を提出させていただいたと、そういった次第でございます。

以上でございます。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

だからまとめて、改めて正式に処理しようと。このようなことで正式にやらないと、一応、帳簿上だけは黒字になっているけれど、取れない金額を帳簿上財産として残したままではうまくないから、だからここで整理しようと。そして、こういう権利放棄、この第60号だけではなくて、いっぱい出ていますので、相当な金額となると思うのですけれど、今回そういうことにすること。どっちみちどこかで正式に処理しないと、名目上の財産だけあっても中身がないことですから、これはこれでいいことをやったと思うのですけれど。塩竈市の財政上の影響というのは、今回まとめてやったら出ないのか。あるいは、財政に少し余裕が出てきたので、整理しようという考え方なのか。ちょっと全体的な財政上の関わりから、お聞きしたいと思います。お願いします。

○土見委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部行財政改革推進専門監 今回、議案提出させていただいた合計で1億1,000万円ほどの権利の放棄という形になります。こちらについては、もう既に帳簿上は確かに収入未済という形で計上されてございますが、財政上、時効完成しておりますので、財政上カウントしているわけではありませんので、もう既にこちらについては、ゼロとないものとして、ケース整理をしているという形です。ただ、帳簿上は残っているので、不納欠損処分するためにはこういった形で、議会の議決をいただく必要があるということでございます。

以上でございます。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

今のを聞いて、すっきりしたと思うので。じゃあ、去年まではすっきりしていなかったと思うのですけれど、その辺のところ、何で今年になったのか。それをお願いします。もう1回。

○土見委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部行財政改革推進専門監 今年3月に、第5次の行財政改革推進計画策定させていただきまして、その策定推進の経緯の中で、効率的な行政を進めていこうと。そういったこと

を重点取組項目として掲げてございます。そこでは、限りある行政資源を最大限活用していこうとか、あと積極的な財源確保していこうということで進めてございますが、一方で、こういった収入見込みのない債権を帳簿上管理しておくことは、全体の管理の中で非効率、不効率、能率的な管理ができないということにもつながるかと思っておりますので、今回、そういった第5次行財政改革の策定推進を契機にして、一定の整理をした上で議案を出させていただいたと、そういった次第でございます。

以上です。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。整理をしていただいたということで、議案に上がったということは評価したいと思います。

ほかのことを聞きます。

34ページで、塩釜港旅客ターミナル施設の修繕事業ということで、高圧受電設備修繕工事に500万円かかると。それから、防火扉で58万3,000円ということでございます。こちらの高圧受電設備の修理工事のことをちょっと、これどういうものなのか、なぜ今回500万円でこれ修繕しなければならないのか。そここのところがちょっとなかなか分かりにくいので、もう一度説明をお願いします。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 高圧受電設備につきましてのご説明になります。

こちら、施設の外にある設備になっているんですけれども、記載のとおりにはなるのですけれども、大変大きい電力を使う設備でございますので、電圧が大きくなる装置が必要となります。そういった場合に、周囲にも波及事故が起きないようにする設備と、私もちょっと専門的な部分は分かりかねますけれども、そのために必要なケーブルですとか、真空遮断器という事故を回避するために、異常電力を検知するような設備の一連の施設ということになりまして、ちょっと大きい施設に整備されている、ちょっと専門的な電気に関する設備となります。

以上です。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 高圧のその受電設備というところは、外にあるって言ったんですけれど。その中を、新しくそういうものを造るわけではなくて、今まであったものの部品がうまくないの

で、それを交換するという事によろしいのでしょうか。もう一度お聞きします。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 今回、交換する設備につきましては、高圧交流負荷開閉器というものと、あとケーブルと、あと細かいことを言いますと、端末処理材とか、いろいろそれに係る経費です。部品、そういう設備そのものを交換しますので、ちょっと部品1つとか、そういうような内容ではございませんで、ちょっと大がかりな工事になる予定でございます。以上です。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 定期点検で不具合が出たということですが、不具合になった原因とか、そんなにしょっちゅうしょっちゅう、1回つけたら大体もつものではないかと思うのですが、何か不具合が出るような、何か事故というか、近くで大規模な停電がしょっちゅう起きたので、そのようになったとか、何か原因というものはあるのでしょうか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 今回の交換につきましては、原因があったというよりは、老朽化に伴う交換となります。通常の耐用年数が15年から20年と言われる中で、25年ほど経過しているということございまして、定期点検されている事業者からも交換が必要であるというアドバイスをいただいております。

以上です。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 分かりました。耐用年数ね、過ぎたのでやるということで。ということであれば、やっぱりそれは替えなければいけないでしょうから。それから、もしこの遮断するようなときが起きたときは、今まではどのようにして復旧というか、回復するのにそれなりの専門の人でないと復旧できないと思うのですが、どうやって、せっかく替えたのに、新しくなったのに、遮断したままだよということになれば、全然電気使えないわけですが、それ今まではどのように復旧作業とかやっていたのですか。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 この設備につきましては、専門事業者による定期点検を行っておりまして、そのような不具合による事故はまだ発生していない状況です。ただ、先ほどの、ちょっと説明が漏れましたけれども、今回、定期点検を行う中で、ちょっと基準値を下回る

部分が発生しているということで、今回、早急な交換が必要であると考えております。

以上です。

○土見委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

それから、災害公営住宅のことで37ページ、私も聞きたいのですが、37ページのちょうど真ん中のところに、国による財政支援概要は対象住宅、政令月収8万円以下のところだということ、ここの政令月収8万円のこの考え方、こういうものというものは毎年変わらないものなのか、10年に一遍ぐらい変わるようなものなのか、それが変わるところに来てるのか。8万円という基準が何でそのようになったのか、その中間の基準とかないものなのか、その辺の政令月収。それから、この月収という考え方なんですけれど、8万円の中身がね。実際に8万円ってというのはどのぐらい、収入からして、政令月収というものの基準の考え方を教えてください。

○土見委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

今回、災害公営住宅の特別減免の制度につきましては、東日本大震災を契機に、こういった制度が国によって定められた支援でございます。それで、先ほど政令月収の変遷ということでございますが、一応、東日本大震災後そういった改定というのは、ちょっと聞いておらないところでございます。

また、あと政令月収の考え方でございますが、全世帯のお住まいになっている方の課税所得から控除額、例えば、親族控除とか、あとは老人配偶者控除、老人扶養者控除、そういったものがございますので、それらを差引き12か月で割った金額が政令月収となっております。

以上でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○土見委員長 ほかに、ご発言はございますか。志賀委員。

○志賀委員 全体的な話なんです、すみません。補正予算ということなんです、正直ちょっと産業建設常任委員会の全体的なちょっと事業のボリュームが少ないのではないかと、ちょっと見えていまして、もうちょっと補正予算なんで、商工業を何か支援等あったのではないかとちょっと思っていますので、何かそこら辺について、お答えいただける部分があれば。

○土見委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 基本的には、補正予算でございますので、年度当初に要求した

かったけれども、骨格予算の都合でちょっとつけることができなかった部分は、今回、要求させていただいております。ただ、基本的には、先ほど申し上げましたように、次の当初予算を目指しての事業計画を考えておりますので、今回の内容はこのような内容となりました。

以上です。

○土見委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。じゃあ、来年度の予算組みのときには期待していいということでもよろしいですね。

以上です。

○土見委員長 ほかに、ご発言はございませんか。よろしいですかね。（「なし」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時22分 再開

○土見委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに、ご発言はありますか。（「なし」の声あり）

なければ、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第52号、第60号及び第62号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土見委員長 挙手全員であります。よって、議案第52号、第60号及び第62号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、「閉会中の継続審査・調査事件の申し出について」を議題といたします。

本委員会において、議長に申し出る閉会中の継続審査・調査を行う事件については、お手元にご配付のとおりの内容として、ご異議はありますか。（「異議なし」の声あり）

では、異議なしと認め、本委員会において議長に提出する閉会中の継続審査・調査を行う事件については、お手元にご配付のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 24 分 閉会

塩竈市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員長 土 見 大 介